

植民地主義に関する二つの文献

具島, 兼三郎
九州大学法学部 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1326>

出版情報 : 法政研究. 24 (3), pp.81-86, 1957-12-20. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

植民地主義に関する二つの文献

具 島 兼 三 郎

植民地主義に関する二つの文献

一、シユヴェードコフ「東南アジア諸国にたいする
アメリカの『援助』」(Y. Shvedkov, American "Aid"
And the Southeast Asian Countries, International
affairs, June, 1956)

二、ルビンスキー「帝国主義者のユーラフリカ計画
(Y. Rubinsky, Imperialist Eurafica Dnoject,
International affairs, July, 1957)

一

紹介
さいきん植民地主義に関してよんだたくさん論文
のなかで、とくに興味をそそられたのは、シユヴェー
ドコフの論文とルビンスキーの論文であった。シユヴ
ェードコフの論文はアメリカの東南アジア諸国にたい

する「援助」を分析することによって、現代植民地主
義の支配の特質をあきらかにしようとしたものであ
り、ルビンスキーのそれはアフリカの植民地を中心と
して、前れゆく植民地体制の建てなおしに躍気となっ
ている西欧植民地主義の苦悩を描き出したものであ
る。ともに現代植民地主義の研究にとって必読の論文
であるということが出来る。

ながいあいだ植民地主義の支配のもとに呻吟してき
たアジアの民衆は、植民地主義がどんなものかという
ことを身をもって知っている。それはかれらにとって
侵略を意味し、征服を意味し、貪慾を意味し、搾取を
意味し、人種の差別を意味し、牢獄を意味し、絞首台
を意味したからである。今日かれらが植民地主義を蛇
蝎のように嫌い、決然これとの闘争にたちあがってい
るのは、そのためである。このような情勢を前にして、

植民地主義もはやこれまでのような古臭い方法を用いて、その支配をつづけることはできない。そこでさいきん新手の方法が用いられるようになった。後進諸国にたいする「援助」政策がすなはちそれである。シュヴェードコフは、このような「援助」政策のチャンピオンとしてアメリカをあげ、東南アジア諸国にたいするアメリカの「援助」が、これらの国々の「安全と独立」を守り、これらの国々の人民の「経済的、社会的福祉」を増進するという鳴物入りの宣伝にもかかわらず、実は偽装された新手の植民地主義にすぎないことを論証する。まず第一にはアメリカの「援助」の性格、第二には「援助」を与えるための条件、第三には「援助」が「援助」を与えられた国々の実際の必要に適合するかどうかが問題にされる。第一の点については、「援助」といっても、それは援助をうける側の利益を中心にして考慮されるのではなく、援助をあたえる側、すなわちアメリカの利益を中心として考慮されるものであるから、ふつうの意味の援助とは異なる点が強調される。シュヴェードコフはこの点について、タイ、パキスタン、日本、韓国、フィリッピン、台湾にたいしてアメリカが与えているMSA援助をとりあ

げ、それがこれらの国々の「安全」よりも、アメリカの「安全」を強化するためであるといい、それを足場として第二の論点に移ってゆく。

それはアメリカの「安全」を強化することが目的であるから、援助をうける国はアメリカからいろいろな義務を課せられ、それらの義務を果さなければ援助がうけられないところから、自然アメリカにたいして、隷属的な関係にはいつてゆくとする。MSA援助をうける国はアメリカとの双務協定によって、自国の「防衛力の発展と維持のために」貢献しなければならぬことになっているので、軍事費が増大し、なかにはその負担がアメリカからの援助をはるかに上廻っている国もあるとして、タイの実例をあげて説明する。また双務協定には経済条項がつきものであって、アメリカから「援助」をうける国は、アメリカ商品にたいして関税を軽減し、戦略原料のアメリカ向け輸出を促進し、アメリカ資本の投資のために便宜を図り、共産圏にたいする貿易制限に服さなければならぬから、ここから又いろいろな問題がおこってくることを説き、東南アジア諸国の経済がこのような協定のために、どんなに大きな痛手をうけているかを示す。双務協定はまた

「援助」をうける国々の主権を直接侵犯し、それらの国々の国家的独立を失わせる危険な条項をふくんでいふことを指摘し、MSA協定ならどこの国とのMSA協定のなかにもかならず挿入されている条項——「この協定にもとづいて供給された援助の進行を監視する便宜と権限」——をあげている。MSA協定にもとづいて援助をうける国々に派遣されるアメリカの査察官 (inspector) や視察官 (observer)、その他のスタッフは、内政干渉のもとであるとす。MSA援助はどのように「援助」をうける国をアメリカに隷属させる危険があるから、アジアの新興諸国のなかには、インドやビルマ、インドネシアのようにMSA援助を拒否する国もでてくる。このような国々のためには、軍事援助と異った技術援助や経済援助が用意される。しかし、これらも又援助資金にたいするアメリカの支配、アメリカの視察官や顧問たちにたいする外交特権の承認、共産圏にたいする戦略物資の輸出禁止、アメリカの外交政策を支持する義務と不可分にむすびつけられている。「国際的理解の促進に参加する」というような婉曲なことばで表現されているものは、実はアメリカの外交政策を支持せよということであって、これを

怠るものは、ただちに援助を打切られる。シュヴェードコフはこのことをイランのモサディク政府にたいするアメリカの態度を例にあげて説明する。又インドが独自の外交政策をとっていることのために、絶えずアメリカから援助打切りの脅迫をうけていることについてもべている。

かれはまたアメリカの「援助」が「援助」をあたえられる国々の必要にかならずしも適合しないことを説明するため、パキスタンやインドの例をあげ、これらの国々が製鉄業の建設を望んでいるにもかかわらず、アメリカは自国製品の市場がせままることをおそれてこの種の援助にたいしてはきわめて消極的であることを指摘している。

東南アジアにたいするアメリカの「援助」が以上のべたような性格をもっているのにたいして、ソ同盟のそれは根本的にその性格を異にすることを強調し、つぎの諸点をあげている。一、ソ同盟は援助の代償として、アメリカのように国家主権の否認や軍事ブロックや政治ブロックへの加入、政治機構の改変を、要求したりはしない。二、ソ同盟はアメリカのように主要設備の供給を拒否したりはしない。三、ソ同盟はアメリカ

カと異って、東南アジア諸国の売りたいものを、東南アジア諸国にとって有利な条件で買うことができる。以上の論旨から容易に想像がつくように、この論文はアメリカの後進国援助とソ連のそれとのちがいをハッキリわれわれに教えてくれる点で、ひじょうに参考になる。

二

ルビンスキーの論文は植民地における民族解放運動のたかまりと、さかんに他国の植民地を食い荒らすアメリカ資本とのあいだにはさまって、残された植民地の維持に汲々としている西欧植民地主義の苦悩について論じている。ホ・チ・ミンとの戦争に敗れて北ヴェトナムを失い、残された南ヴェトナムもアメリカ資本に奪われて、いままではすっかりインドシナから追いだされたフランスは、アフリカ植民地の維持に汲々としているが、ここでもアルジェリアの場合がそのいい例であるように、民族解放運動のたかまりは、フランスの植民地主義がこれらの植民地にとどまることをひじょうに困難にしている。七年にわたるインドシナ戦争で三兆フランを使い果たしたフランスは、いま又アルジェ

リア戦争のために一日一〇億フランの戦費を使っている。かってフランスに大きな利潤をもたらしたアフリカ植民地は、いまでは統治費や戦費に金をくって、フランスにとって大きな重荷になろうとしている。一方西ドイツの資本主義は敗戦の痛手から建てなおるとともに、アフリカ進出をめざして虎視眈々としている。ルビンスキーはまずこうした西欧の情勢を描き出し、このような情勢を背景にして西欧諸国によるアフリカ植民地の共同維持策が登場してくる過程を説明する。一九五七年三月二十五日ローマで調印されたヨーロッパ共同市場ならびにユーラトム両条約の一部として、フランス、西ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イタリー六カ国のあいだにむすばれた協定「ユーラフリカ計画」こそ、かれによれば、アフリカ植民地の共同維持策にはかならないのである。それはいくつかの植民地主義が協力して植民地を維持しようとするものであるから、集团的植民地主義とよぶことができるとかれはいう。

しかし、それぞれの植民地主義は相互に異った利害関係をもっているので、そこにいろいろの問題がおけるとして、ユーラフリカ計画の問題点を明かにする。

ユーラフリカ計画というのは、アフリカ植民地を維持するために、それに要する費用の一部をこの計画に参加した国々の共同出資で賄い、そのかわり計画に参加した国には、アフリカの植民地を開放し、それらの国々から輸入される商品にたいしては関税をひき下げ、又それらの国々にたいしては輸入割当をふやし、それらの国々からの移民についても便宜をはかるというのである。ところで、ここで問題になるのは、共同出資の金額をいくらにするか、出資された資金をどんな機関で管理し、どう使うかということである。ルビンスキーはこういうふうの問題点をハッキリさせておいて、それぞれの問題点における参加諸国の利害関係の相異を鋭く指摘している。アフリカ植民地の統治費や戦費がかさんで困っているフランスは、利潤のあがないこれらの経費の一部も共同資金で賄いたいと考えているのにたいして、西ドイツは利潤のあがない経費は一文も支払いたくないと考えていること、又フランスは共同資金の管理や使途は植民地政府に一任さるべきものと考えているのにたいし、西ドイツは共同の管理機関をつくって、そこで資金の使途を定めるべきであると考えていること、ここには他人の金を使いな

がら植民地の支配権だけはがっちり自分の手に握ってゆこうとするフランス資本と、出資を機会にすこしも他国のアフリカ植民地に割りこんでゆこうとする西ドイツ資本との立場の相異がクッキリと描き出されている。さらにこれにつづいて、フランス資本と西ドイツ資本がそれぞれの思惑を胸に秘めながらも妥協をしてゆく過程が論ぜられ、出来あがった妥協にたいするフランス、西ドイツ、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ、イタリー国内の資本の各種グループのそれにたいする反応が説明される。そして、さいごにユーラフリカ計画にとっての局外者たるイギリスとアメリカの立場が論ぜられている。イギリスがユーラフリカ計画の特恵制度によって、その貿易が打撃をうけることをおそれて、これを白眼視しているのにたいし、アメリカはこれが「ヨーロッパの第三勢力」をめざすものであることを承知しつつも、民族解放運動との対決の必要上、どうしてもNATOやバグダッド条約の方に歩みよらざるを得ない必然性に目をつけ、これにひじょうな関心を示していると説く。わたしはさきに本誌第廿四卷第一号の拙稿「南ヴェトナムにおける米仏勢力の交代」のなかで、南ヴェトナムから追い出される

紹介

フランス植民地主義のことをかいたが、ルビンスキーのこの論文は、追いつめられたフランス植民地主義のなんとかして植民地にふみとどまろうとするあがきを

論じている点で、ちょうどわたしの論文の続篇のような感じがして、大変興味ぶかい。

執筆者

濱田 一 男 九州大学教授

井上 祐 司 九州大学助教授

近藤 藤 昭 三 九州大学助手

竹屋 芳 昭 九州大学助手

具島 兼 三 郎 九州大学教授